

南加賀広域圏事務組合告示 第 3 号

南加賀広域圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき平成 24 年度の本組合の人事行政の運営等の状況を公表する。

平成 25 年 10 月 2 日

南加賀広域圏事務組合  
管理者 和田 慎 司

## 南加賀広域圏事務組合人事行政の運営等の状況について

### 1 総括

#### (1) 職員給与費の状況

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり の給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	7	32,796	3,364	11,916	48,076	6,868

- (注) 1 職員手当は、退職手当を含まない額です。  
2 職員数は平成24年4月1日現在の人数である。

### 2 職員の平均給与月額等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日)

##### 一般行政職

区分	人数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
南加賀広域圏事務組合	6人	54.6歳	396,430円	452,057円

(注)「平均給料月額」は給料月額の平均であり、「平均給与月額」は、給料月額と手当を合計した平均額です。

### 3 一般行政職等の級別職員数の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成25年4月1日)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	事務員	0人	0.0%
2級	事務員	0人	0.0%
3級	主査	0人	0.0%
4級	主幹	2人	33.3%
5級	参事・主幹	1人	16.7%
6級	課長・参事	2人	33.3%
7級	次長	1人	16.7%
8級	部長	0人	0.0%
	計	6人	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南加賀広域圏事務組合				国			
(24年度支給割合)				(24年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
一般職員	2.60 月分	1.35 月分		一般職員	2.60 月分	1.35 月分	
特定管理職	2.20 月分	1.75 月分		特定管理職	2.20 月分	1.75 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職務上の段階、職務の級等による加算措置 有				職務上の段階、職務の級等による加算措置 有			
・役職加算		5~20%		・役職加算		5~20%	
・管理職加算		なし		・管理職加算		10~25%	

期末手当

区 分	支 給 実 績
支給実績(24年度)	7,880 千円
支給職員1人当たり平均支給額(24年度)	1,125,754 円

勤勉手当

区 分	支 給 実 績
支給実績(24年度)	4,035 千円
支給職員1人当たり平均支給額(24年度)	576,482 円

(2) 寒冷地手当

区 分	支 給 実 績
支給実績(24年度)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給額(24年度)	0 円

(3) 地域手当

区 分	支 給 実 績
支給実績(24年度)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給額(24年度)	0 円

(4) 管理職員特別勤務手当

区 分	支 給 実 績
支給実績(24年度)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給額(24年度)	0 円

(5) 児童手当

区 分	支 給 実 績
支給実績(24年度)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給額(24年度)	0 円

(6) 特殊勤務手当

なし

## (7) 時間外手当

支給実績(24年度)	36 千円
職員1人当たり平均支給年額	35,854 円

## (8) その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度) 千円	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度) 円
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000円</li> <li>・配偶者以外の扶養親族 6,500円</li> <li>・配偶者がいない職員の扶養親族のうち1人目 11,000円</li> <li>・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算</li> </ul>	同	無	510	170,000
住居手当	<借家等居住者>	同	無	0	0
	月額23,000円以下の家賃				
	・家賃等の額から控除する額 12,000円				
	・全額支給の限度額 11,000円 月額23,000円を超える家賃				
	・2分の1加算額 16,000円				
	・最高支給限度額 27,000円				
初任給調整手当	医療職給料表(1)適用職員	同	無	0	0
通勤手当	<交通機関等利用者>	同	無	409	68,167
	・運賃相当額の全額支給の限度額 55,000円				
	・2分の1加算額 5,000円				
	・最高支給限度額 50,000円				
	<交通用具使用者>				
	・2km以上5km未満 2,000円				
	・5km以上10km未満 4,100円				
	・10km以上15km未満 6,500円				
	・15km以上20km未満 8,900円				
	・20km以上25km未満 11,300円				
	・25km以上30km未満 13,700円				
	・30km以上35km未満 16,100円				
	・35km以上40km未満 18,500円				
	・40km以上45km未満 20,900円				
	・45km以上50km未満 21,800円				
・50km以上55km未満 22,700円					
・55km以上60km未満 23,600円					
・60km以上 24,500円					
管理職手当	給料表並びに職務の級及び区分に応じて、38,100円～113,400円の額	同	無	2,440	609,915
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員 月額21,000円を超えない範囲内において 管理者の定める額	同	無	0	0
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員 1時間当たりの給与額の100分の25	同	無	0	0
休日勤務手当	休日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間に勤務を命ぜられた職員 1時間当たりの給与額の100分の135	同	無	0	0

## 5 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分 部門		職員数		対前年増 減数	主な増減理由
		平成24年度	平成25年度		
一般行政	事務局	7	6	-1	小松市へ派遣
	市場管理課				
合 計		7	6	-1	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であります。

## 6 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

① 1週間の勤務時間 38時間45分

② 休暇

- 年次有給休暇
- 病気休暇
- 特別休暇
- 介護休暇

### (1)年次有給休暇

1月1日現在に在職する職員については、1年（歴年）につき20日

### (2)病気休暇

職員自身が負傷又は疾病の状態にある場合に、結核性疾患にあつては1年、その他の傷病にあつては90日を超えない範囲内で、医師等の証明に基づき最小限度必要と認める期間の休暇を認める。

### (3)特別休暇

選挙権その他公民として権利の行使のための休暇…必要と認める期間

裁判員、証人等としての官公署等への出頭のための休暇…必要と認める期間

ドナー休暇…必要と認める期間

ボランティア休暇…1年において5日の範囲内の期間

結婚休暇…結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間  
内における5日の範囲内の期間

産前・産後休暇…分娩の予定日以前8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）  
目に当たる日から、分娩の日後8週間目に当たる日までの期間であ  
らかじめ必要と認める期間

生後1年に達しない子を育てる職員の育児時間…1日2回それぞれ30分

生理休暇…必要と認める期間

妻の出産補助休暇…2日の範囲内の期間

子の看護・育児参加休暇…1年において5日の範囲内の期間

短期介護休暇…5日の範囲内の期間

忌引休暇…職員の親族が死亡した場合で親族に応じた日数

父母等の祭日休暇…祭し当日に1日（ただし、父母等の死後15年以内に行われる  
慣習上の祭しに限る。）

夏季における元気回復のための休暇…7月から9月までの期間内で5日の範囲内の  
期間

風水震、火災その他の非常災害による住居滅失、損壊…7日の範囲内の期間

風水震火災、交通機関の事故等による休暇…必要と認められる期間

風水震火災等による通勤途上の危険回避する休暇…任命権者がやむを得ないと判断  
したときに認める

(4)介護休暇

介護を必要とする一連続する状態ごとに、連続する12月の期間内で必要と認められる期間

H24年度 介護休暇取得者数 0名

介護休暇期間						合計
2月以下	2月超え 4月以下	4月超え 6月以下	6月超え 8月以下	8月超え 10月以下	10月超え	
0	0	0	0	0	0	0

(5)育児休業

3歳に満たない子を養育するため、任命権者の承認を受けて、当該子が3歳に達する日まで、育児休業することができる

H24年度 育児休業取得者数 0名

育児休業承認期間						合計
6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	
0	0	0	0	0	0	0

(6)部分休業

公務の運営に支障がない限り、小学校就学始期に達するまでの子を養育するため、任命権者の承認を受けて、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として1日2時間まで、部分休業することができる

H24年度 部分休業取得者数 0名

部分休業承認期間						合計
1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
0	0	0	0	0	0	0

(7)育児短時間勤務

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、任命権者の承認を受けて、1週間の勤務時間を週19時間25分から週24時間35分に短縮した勤務形態により、勤務することができる

H24年度 育児短時間勤務取得者数 0名

育児短時間勤務承認期間				合計
3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	
0	0	0	0	0

## 7 職員の分限及び懲戒処分の状況

### ①分限処分

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職
勤務実績が良くない	0	0	0
心身の故障	0	0	0
その職に必要な適格性を欠く	0	0	0
職制・定数の改廃又は予算の減少により廃職・過員を生じた	0	0	0
刑事事件に関し起訴された	0	0	0
合 計	0	0	0

### ②懲戒処分

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職
法令に違反した	0	0	0	0
職務上の義務に違反 職務を怠った	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

上記処分事由の詳細

	戒 告	減 給	停 職	免 職
信用失墜行為	0	0	0	0
職務命令違反	0	0	0	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0

## 8 職員のサービスの状況

職務に専念する義務免除承認件数      0件（人間ドックを除く）  
 営利企業等の事務従事許可件数      0件



## 9 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員の研修の状況

(平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日、単位：人)

研修分類	内容等	人数
1. 基本研修		1
(1) 階層別研修		0
(2) 実務研修	CS 接遇研修等	1
2. 特別研修		1
(1) 業務遂行能力研修		0
(2) 政策形成研修		0
(3) 教養研修	講演、AED 講習会等	1
3. 派遣研修		0
(1) 自治大学校		0
(2) 建設研修センター		0
(3) 市町村アカデミー		0
(4) 国際文化アカデミー		0
合計		2

### (2) 職員の勤務成績の評定の状況

項目	内容
対象者	全職員
評定期間	①前年 1 2 月 2 日～6 月 1 日 ②6 月 2 日～1 2 月 1 日
評定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 態度（積極性、責任感、規律性）</li> <li>・ 能力（課題形成、問題解決、部下育成、対人関係）</li> <li>・ 実績（業務遂行、業務改善）</li> </ul>
評定結果の反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の能力開発、人材育成</li> <li>・ 昇給、勤勉手当</li> <li>・ 昇任、人事配置換え</li> </ul>

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生制度の概要

#### ① 職員の健康管理

健康診断等の実施状況

(平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)

区 分	検 査 機 関	受 診 者 数
定期健康診断	石川県予防医学協会	2 人
人間ドック	ダイナミック健診センター他	5 人
大腸がん検診	石川県予防医学協会	0 人
肺がんCT	石川県予防医学協会	0 人
前立腺がん	石川県予防医学協会	0 人
VDT	石川県予防医学協会	0 人
強酸、強アルカリ	石川県予防医学協会	0 人
HCV抗体	石川県予防医学協会	0 人
HBs抗原検査	石川県予防医学協会	0 人
HBs抗体検査	石川県予防医学協会	0 人
女性がん検診	石川県成人病予防センター	0 人
胃がん検診	石川県成人病予防センター	1 人
インフルエンザワクチン	石川県予防医学協会	3 人
	合計	11 人

定期健康診断と人間ドック受診率は 100%

#### ② 職員の医療給付・年金給付

地方公務員等共済組合法に基づいて、組合員（職員）とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、公務の能率的運営に資することを目的として、石川県市町村職員共済組合が事業を実施しています。

共済組合事業の概要

- ・ 短期給付事業・・・組合員（職員）とその家族の病気・けが・出産などに対して給付を行っています。
- ・ 長期給付事業・・・組合員（職員）の退職、障害、死亡に対して年金等の給付を行っています。
- ・ 福祉事業・・・・・・組合員（職員）とその家族の健康保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付等を行っています。

③ 職員互助会事業

会員の福祉の増進や親睦を図ることを目的とし、小松市職員互助会が健康推進、教養に資する事業や給付事業を実施しています。

掛金・負担金等の状況

項目	小松市職員互助会
会員掛金	給料の 2/1000

(2) 公務災害補償の状況

(平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)

認定件数	内 訳	
	公務災害	通勤災害
0 件	0 件	0 件

**11 職員の競争試験及び選考状況**

平成 24 年度 なし

## 平成 24 年度における公平委員会の業務の状況

### 1 南加賀広域圏事務組合公平委員会の業務の状況

(平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)

勤務条件に関する措置の 要求の状況	不利益処分に関する 不服申立ての状況
0 件	0 件